

国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程

制定 平成13年4月1日 13規程第2号

最終改正 令和6年1月31日 令05規程第33号 一部改正

(総則)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与は、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 常勤役員の給与は、年俸、通勤手当及び単身赴任手当とする。

2 非常勤役員の給与は、非常勤役員手当、通勤手当及び単身赴任手当とする。

(給与の支払)

第3条 役員の給与は、その全額を通貨で直接当該役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の給与から控除すべきものがある場合には、当該役員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うことができる。

2 役員の給与の全額又は一部の額につき、当該役員が指定する預貯金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(月例支給額及び年俸)

第4条 常勤役員の年俸の額は、次の各号に掲げる月例支給額に次項に規定する職責手当を加えた額に12を乗じて得た額及び季例支給額（以下「基本年俸」という。）に、第3項又は第4項に定める業績反映額を加えた額（以下「決定年俸」という。）とする。

- 一 理事長 1,200,000円
- 二 副理事長 962,000円
- 三 理事 884,000円
- 四 監事 679,000円

2 職責手当の額は、前項に規定する常勤役員の月例支給額に100分の25を乗じて得た額とする。なお、理事長は、必要があると認めるときは、役員的能力、経験、担当業務等を総合的に勘案し、当該月例支給額に100分の50を乗じて得た額を上限として、別に決定することができる。

3 理事長の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価を踏まえ、次の算式により決定する。

業績反映額＝月例支給額×3.00×次の表に定める当該年度の評価結果に即した割合

経済産業大臣の業績評価	割合
S評価	100分の150以内
A評価	100分の125以内
B評価	100分の100以内

C評価	100分の80以内
D評価	100分の50以内

- 4 役員（理事長を除く。以下この項において同じ。）の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

（通勤手当）

第5条 通勤手当は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（17規程第6号。以下「職員給与規程」という。）第32条第1項各号に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の額は、職員給与規程第32条第2項に規定する額とする。
- 3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 非常勤役員の通勤手当は、勤務形態等を考慮して、別に定める。
- 6 その他通勤手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用して決定する。

（単身赴任手当）

第6条 単身赴任手当は、職員給与規程第48条に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額額は、職員給与規程第49条に規定する額とする。
- 3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 非常勤役員の単身赴任手当は、勤務形態等を考慮して、別に定める。
- 6 その他単身赴任手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用して決定する。

（給与、通勤手当及び単身赴任手当の支給）

第7条 年俸の支給方法は、次の表のとおりとする。

区 分	支給日	支給額
月例支給	毎月18日	月例支給額に職責手当を加えた額
季例支給	6月30日	月例支給額に職責手当を加えた額に100分の67.5を乗じて得た額
	12月10日	月例支給額に職責手当を加えた額に100分の67.5を乗じて得た額
業績反映額	経済産業大臣から業績評価の通知を受けた日から1月を超えない日	第4条第3項又は第4項により決定した額

- 2 通勤手当及び単身赴任手当は、毎月18日にその月の分を支給する。
- 3 職員給与規程第6条の規定は、年俸又は通勤手当若しくは単身赴任手当の支給日が国立研

究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号）第21条に規定する休日にあたる場合の取扱について準用する。

（年俸支給の調整）

第8条 役員が年度途中で新たに就任したときはその日以降について、離職又は死亡したときはその日までについて、職員給与規程第4条を準用し日割計算によって年俸を調整する。なお、調整額は、基本年俸に係るものについては直近の月例支給日、季例支給日又は業績反映額の支給日に、業績反映額に係るものについてはその支給日に、それぞれ支給し又は返納を求めるものとする。

（端数処理）

第9条 この規程による各計算において、円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（非常勤役員手当）

第10条 非常勤役員の非常勤役員手当は、次のとおりとする。

- 一 理事 月額250,000円
- 二 監事 月額210,000円

2 非常勤役員手当の支給日は、別に決定する。

第11条 削除

（雑則）

第12条 この規程の実施に必要な給与の支給手続等の細目については、別に定める。

附 則（13規程第2号）

この規程は、経済産業大臣に届け出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（13規程第47号・一部改正）

この規程は、経済産業大臣に届け出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（14規程第4号・一部改正）

1 この規程は、経済産業大臣に届け出を行い、かつ、公表した日から施行し、次の規定については、平成14年4月1日から適用する。

2 常勤役員の年俸の額は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間、同条第1項に定める決定年俸から次の金額（以下「調整金額」という。）を控除した額とし、第7条に定める6月30日及び12月10日に支給する季例支給から調整金額の100分の50に相当する額を差し引くものとする。

理事長	440,000円
副理事長	400,000円
理事	320,000円
監事	280,000円

附 則（14規程第25号・一部改正）

- 1 この規程は、経済産業大臣に届け出を行い、かつ、平成14年12月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。ただし、第2条は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年12月10日に支給する季例支給額は、第7条第1項の規定にかかわらず、同条同項に規定する12月10日に支給する季例支給額から次の額を減じた額とする。
 - 一 平成14年4月1日から平成14年12月1日の前日まで（以下「基準期間」という。）に現に支給される月例支給額及び季例支給額の合計額から基準期間に係る改正後の月例支給額及び季例支給額の合計額を減じた額に相当する額

附 則（14規程第33号・一部改正）

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、平成15年3月20日から施行する。
- 2 平成15年度においては、平成14年度の業績評価を受けて改正前の第4条第3項又は第4項の規定により算定される決定年俸の額と平成14年度の決定年俸（平成14年度の年俸が基本年俸のときは、基本年俸）との差額を、業績評価の通知を受けた日以降に支払われる季例支給で増額又は減額（減額する額が季例支給の額を超えるときは、当該季例支給の支給日以降に支払われる月例支給等で増額又は減額）するものとする。

附 則（15規程第22号・一部改正）

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、平成15年12月1日から施行する。
- 2 平成15年12月10日に支給する季例支給額は、この規程による改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、同条同項に規定する12月10日に支給する季例支給額から次の各号に定めた額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において常勤役員が受けるべき月例支給額、通勤手当及び単身赴任手当（独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（13規程第4号。以下この号において「職員給与規程」という。）第56条第3項に規定する額を除く。）の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある場合の取扱については、職員給与規程に準ずる。）を乗じて得た額
 - 二 平成15年6月30日に支給された季例支給額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（15規程第41号・一部改正）

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、平成16年4月1日から施行する。

附 則（17規程第5号・一部改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（17規程第83号・一部改正）

- 1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の給与規程（以下「旧給与規程」という。）第7条第1項の規定に基づき平成17年12月又は平成18年1月に次の各号に掲げる給与を支給された役員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成17年12月又は平成18年1月に支給された当該給与の額から減じた額を平成18年2月に支給する給与から減ずるものとする。

- 一 月例支給額 この規程による改正後の給与規程（以下「新給与規程」という。）第4条第1項の規定により平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき月例支給額に相当する額
- 二 職責手当 新給与規程第4条第2項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき職責手当に相当する額
- 三 季例支給額 新給与規程第7条第1項の規定により平成17年12月に支給されるべき季例支給額に相当する額

附 則（18規程第29号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年8月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における常勤役員の月例支給額については、第4条1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める額を月例支給額として支給する。

一 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間

- イ 理事長 1,279,000円
- ロ 副理事長 1,024,000円
- ハ 理事 941,000円
- ニ 監事 724,000円

二 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

- イ 理事長 1,262,000円
- ロ 副理事長 1,010,000円
- ハ 理事 929,000円
- ニ 監事 714,000円

三 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

- イ 副理事長 997,000円
- ロ 理事 916,000円
- ハ 監事 705,000円

四 平成21年4月1日から平成21年11月30日までの間

- イ 副理事長 983,000円
- ロ 理事 904,000円
- ハ 監事 695,000円

五 平成21年12月1日から平成22年3月31日までの間

- イ 副理事長 980,000円
- ロ 理事 901,000円
- ハ 監事 693,000円

2 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における常勤役員の職責手当の額については、第4条第2項の規定にかかわらず、同条同項中「100分の25」とあるのは、次の各号

に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- 一 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間
100分の21
- 二 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間
100分の22
- 三 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間
100分の23
- 四 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間
100分の24

(支給額の調整)

第3条 常勤役員の年俸の額は、第4条の規定にかかわらず、同条第1項に定める決定年俸から次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とし、第7条に定める6月30日及び12月10日に支給する季例支給額から当該各号に定める額の100分の50に相当する額を差し引くものとする。

- 一 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間
 - イ 理事長 360,000円
 - ロ 副理事長 320,000円
 - ハ 理事 250,000円
 - ニ 監事 220,000円
- 二 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間
 - イ 理事長 270,000円
 - ロ 副理事長 250,000円
 - ハ 理事 190,000円
 - ニ 監事 170,000円
- 三 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間
 - イ 理事長 284,000円
 - ロ 副理事長 190,000円
 - ハ 理事 120,000円
 - ニ 監事 130,000円
- 四 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間
 - イ 理事長 278,000円
 - ロ 副理事長 114,000円
 - ハ 理事 76,000円
 - ニ 監事 77,000円
- 五 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間
 - イ 理事長 209,000円
 - ロ 副理事長 3,000円
- 六 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間

理事長 207,000円

2 常勤役員のうち、理事の平成22年4月1日以降における年俸の額は、第4条の規定にかかわらず、同条第1項に定める決定年俸に、次に定める額を加算した額とし、第7条に定める6月30日及び12月10日に支給する季例支給額に当該額の100分の50に相当する額を加えるものとする。

一 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間

イ 理事 36,000円

ロ 監事 4,000円

二 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間

イ 理事 35,000円

ロ 監事 4,000円

三 平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間

イ 理事 38,000円

ロ 監事 9,000円

3 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所役員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第4条第1項の規定に基づき平成18年4月から平成18年7月に月例支給額及び職責手当（以下「月例給与」という。）又は季例支給額を支給された役員については、平成18年4月から平成18年7月に支給された月例給与又は季例支給額と、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所役員給与規程（以下「新給与規程」という。）第4条第1項、附則第2条第1号及び附則第2条第2項第1号を適用したのものとして当該月に支給されるべき月例給与又は季例支給額との差額に相当する額を平成18年8月に支給する月例支給額で調整するものとする。

附 則（18規程第57号・一部改正）

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（19規程第24号・一部改正）

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（20規程第5号・一部改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（21規程第12号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月に支給する季例支給に関する特例措置）

第2条 平成21年6月に支給する季例支給額は、第7条第1項の規定にかかわらず、同条同項に規定する6月に支給する季例支給額から次の各号に定めた額に相当する額を減じた額とする。

一 理事長 300,000円

二 副理事長 246,000円

三 理事 226,000円

四 監 事 174,000円

附 則（21規程第41号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年6月に支給した季例支給に関する特例措置）

第2条 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所役員給与規程第7条第1項の規定に基づき平成21年6月に季例支給額を支給された役員については、平成21年6月に支給された季例支給額と、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所役員給与規程第7条第1項の規定を適用したものとして支給されるべき季例支給額との差額に相当する額を平成21年12月に支給する季例支給額で調整するものとする。

附 則（22規程第111号・一部改正）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する季例支給に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する季例支給額に関する第7条第1項の規定の適用については、「100分の75」とあるのは、「100分の65」とする。

第3条 平成22年12月に支給する季例支給額は、第7条第1項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される季例支給額から次の各号に掲げる額に相当する額を減じた額とする。

- 一 理事長 33,000円
- 二 副理事長 22,000円
- 三 理事 23,000円
- 四 監事 22,000円

附 則（24規程第17号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（業績反映額算出）

第2条 平成27年3月31日までの間、理事長の業績反映額は、第4条第3項の規定にかかわらず、月例支給額に0.93を乗じて得た額に2.45を乗じ同項の表に定める当該年度の評価結果に即した割合を乗じて決定するものとする。

2 前項の規定は、第4条第4項において同条第3項の規定を準用する場合について準用する。

（給与の減額支給に関する特例）

第3条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間（以下この条において「特例期間」という。）における常勤役員に対する給与の支給については、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額を減額して支給する。

- 一 月例支給額 当該常勤役員が受けるべき月例支給額に100分の9.77を乗じて得た額
- 二 職責手当 当該常勤役員が受けるべき職責手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 三 季例支給額 当該常勤役員が受けるべき季例支給額に100分の9.77を乗じて得た額

四 業績反映額 当該常勤役員が受けるべき業績反映額に100分の9.77を乗じて得た額
2 特例期間における非常勤役員に対する手当の支給については、次の各号に定める額を減額して支給する。

一 非常勤役員手当 当該非常勤役員が受けるべき非常勤役員手当の額に100分の10を乗じて得た額

二 非常勤役員特別手当 当該非常勤役員が受けるべき非常勤役員特別手当の額に100分の10を乗じて得た額

(平成24年6月に支給する季例支給に関する特例措置)

第4条 平成24年6月に支給する役員への季例支給の額は、第7条第1項及び前条第1項第3号の規定にかかわらず、これらの規定により算定される季例支給額から、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

一 当該役員が、対象期間（平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間をいう。以下この条において同じ。）において支給された月例支給額、職責手当及び単身赴任手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

二 当該役員が対象期間において支給された6月及び12月の季例支給額並びに業績反映額にそれぞれ100分の0.37を乗じて得た額

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（26規程第80号・一部改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(支給額の調整)

第2条 理事長の年俸の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間、同項に定める決定年俸から367,000円を控除した額とする。

2 前項に規定する年俸は、第7条1項に規定する表に掲げる季例支給額から367,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ差し引いて支給する。

(業績反映額の調整)

第3条 平成28年3月31日までの間、常勤役員の業績反映額は、第4条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 理事長 月例支給額に0.93を乗じて得た額に2.45を乗じ、第4条第3項の表に定める当該年度の評価結果に即した割合を乗じて決定する額

二 理事長以外の常勤役員 経済産業大臣の項目別の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前号の規定を準用して理事長が決定する額

附 則（27規程第90号・一部改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この附則第2条の規定は平成28年3月15日から施行する。

(平成27年度の決定年俸の調整)

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程（以下「新役員給与規程」という。）の規定にかかわらず、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程（以下「旧役員給与規程」という。）第4条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程の一部を改正する規程（26規程第80号）附則第3条に定める年俸に次の各号に定める割合を乗じた額を、平成28年3月の月例支給日に調整額として支給する。この場合において、旧役員給与規程第4条第3項又は第4項に定める経済産業大臣の業績評価の割合は100分の100とする。

- 一 理事長 100分の0.49
- 二 副理事長 100分の0.51
- 三 理事 100分の0.52
- 四 監事 100分の0.55

（支給額の調整）

第3条 理事長の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間、同項に定める決定年俸から105,000円を控除した額とする。

2 前項に規定する年俸は、第7条第1項の表に掲げる季例支給額から105,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ差し引いて支給する。

3 常勤役員（理事長を除く）の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 副理事長 220,000円
- 二 理事 241,000円
- 三 監事 169,000円

4 前項に規定する年俸は、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に前項各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

（業績反映額の調整）

第4条 常勤役員の業績反映額は、新役員給与規程第4条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 理事長 月例支給額に0.93を乗じて得た額に2.65を乗じ、第4条第3項の表に定める当該年度の評価結果に即した割合を乗じて決定する額
- 二 理事長以外の常勤役員 経済産業大臣の項目別の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前号の規定を準用して理事長が決定する額

附 則（28規程第86号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（支給額の調整）

第2条 理事長の年俸の額は、この規定による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所

役員給与規程（以下「新役員給与規程」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、同項に定める決定年俸から18,000円を控除した額とする。

2 前項に規定する年俸は、平成30年3月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額から18,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ差し引いて支給する。

3 常勤役員（理事長を除く。）の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に額を加算した額とする。

一 副理事長 292,000円

二 理事 307,000円

三 監事 220,000円

4 前項に規定する年俸は、平成30年3月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に前項各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

（業績反映額の調整）

第3条 常勤役員の業績反映額は、新役員給与規程第4条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 理事長 月例支給額に0.93を乗じて得た額に2.75を乗じ、第4条第3項の表に定める当該年度の評価結果に即した割合を乗じて決定する額

二 理事長以外の常勤役員 経済産業大臣の項目別の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前号の規定を準用して理事長が決定する額

附 則（29規程第35号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（支給額の調整）

第2条 理事長の年俸の額は、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程（以下「新役員給与規程」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に26,000円を加算した額とする。

2 前項に規定する年俸は、平成31年3月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に26,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

3 常勤役員（理事長を除く。）の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号の額を加算した額とする。

一 副理事長 329,000円

二 理事 341,000円

三 監事 246,000円

4 前項に規定する年俸は、平成31年3月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に前項各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の100分の50に

相当する額をそれぞれ加算して支給する。

(業績反映額の調整)

第3条 常勤役員の業績反映額は、新役員給与規程第4条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 理事長 月例支給額に0.93を乗じて得た額に2.8を乗じ、第4条第3項の表に定める当該年度の評価結果に即した割合を乗じて決定する額
- 二 理事長以外の常勤役員 経済産業大臣の項目別の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前号の規定を準用して理事長が決定する額

附 則 (30規程第33号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(支給額の調整)

第2条 理事長の年俸の額は、この規定による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程(以下「新役員給与規程」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に70,000円を加算した額とする。

2 前項に規定する年俸は、令和2年3月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に70,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

3 常勤役員(理事長を除く。)の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号の額を加算した額とする。

- 一 副理事長 366,000円
- 二 理事 375,000円
- 三 監事 272,000円

4 前項に規定する年俸は、令和2年11月30日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に前項各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

(業績反映額の調整)

第3条 常勤役員の業績反映額は、新役員給与規程第4条第3項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までの間、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 理事長 月例支給額に0.93を乗じて得た額に2.85を乗じ、第4条第3項の表に定める当該年度の評価結果に即した割合を乗じて決定する額
- 二 理事長以外の常勤役員 経済産業大臣の項目別の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前号の規定を準用して理事長が決定する額

附 則 (令01規程第1号・一部改正)

この規程は、令和元年5月10日から施行する。

附 則 (令02規程第3号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年6月4日から施行する。

(支給額の調整)

第2条 理事長の年俸の額は、この規定による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程（以下「新役員給与規程」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年11月30日までの間、同項に定める決定年俸に113,000円を加算した額とする。

2 前項に規定する年俸は、令和2年11月30日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に113,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

3 常勤役員（理事長を除く。）の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年11月30日までの間、同項に定める決定年俸に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号の額を加算した額とする。

- 一 副理事長 402,000円
- 二 理事 408,000円
- 三 監事 297,000円

(業績反映額の調整)

第3条 常勤役員の業績反映額は、新役員給与規程第4条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 理事長 月例支給額に0.93を乗じて得た額に2.9を乗じ、第4条第3項の表に定める当該年度の評価結果に即した割合を乗じて決定する額
- 二 理事長以外の常勤役員 経済産業大臣の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前号の規定を準用して理事長が決定する額

附 則（令02規程第24号・一部改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(支給額の調整)

第2条 理事長の年俸の額は、この規定による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程（以下「新役員給与規程」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に89,000円を加算した額とする。

2 前項に規定する年俸は、令和4年3月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に89,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

3 常勤役員（理事長を除く。）の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号の額を加算した額とする。

- 一 副理事長 382,000円
- 二 理事 390,000円
- 三 監事 283,000円

4 前項に規定する年俸は、令和4年3月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給

額に前項各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

(令和2年12月支給する季例支給に関する特例措置)

第3条 令和2年12月に支給する季例支給額に関する第7条第1項の規定の適用については、「100分の70」とあるのは「100分の67.5」とする。

第4条 令和2年12月に支給する季例支給額は、第7条第1項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される季例支給額から同年6月に支給された季例支給額と新役員給与規程第7条第1項の規定により算定される令和2年12月に支給される季例支給額の額との差額を減額するものとする。

附 則 (令02規程第42号・一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令04規程第3号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年5月30日から施行する。

(支給額の調整)

第2条 理事長の年俸の額は、この規定による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程(以下「新役員給与規程」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に40,000円を加算した額とする。

2 前項に規定する年俸は、令和5年3月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に40,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

3 常勤役員(理事長を除く。)の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、同項に定める決定年俸に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号の額を加算した額とする。

- 一 副理事長 340,000円
- 二 理事 351,000円
- 三 監事 253,000円

4 前項に規定する年俸は、令和5年3月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に前項各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

(令和4年6月に支給する季例支給に関する特例措置)

第3条 令和4年6月に支給する季例支給額は、第7条第1項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される季例支給額から、令和3年6月及び12月に支給された季例支給額と新役員給与規程第7条第1項及び前条の規定により算定される季例支給額の額との差額を減額するものとする。

附 則 (令04規程第60号・一部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(支給額の調整)

第2条 理事長の年俸の額は、この規定による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程（以下「新役員給与規程」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年1月31日までの間、同項に定める決定年俸に84,000円を加算した額とする。

2 前項に規定する年俸は、令和6年1月31日までの間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に84,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

3 常勤役員（理事長を除く。）の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年1月31日までの間、同項に定める決定年俸に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号の額を加算した額とする。

一 副理事長 377,000円

二 理事 385,000円

三 監事 279,000円

（業績反映額の調整）

第3条 常勤役員の業績反映額は、新役員給与規程第4条第3項の規定にかかわらず、令和6年1月31日までの間、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 理事長 月例支給額に0.93を乗じて得た額に2.95を乗じ、第4条第3項の表に定める当該年度の評価結果に即した割合を乗じて決定する額

二 理事長以外の常勤役員 経済産業大臣の項目別の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前号の規定を準用して理事長が決定する額

附 則（令05規程第33号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年2月1日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所役員給与規程（以下「新役員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、新役員給与規程第4条第3項及びこの附則第4条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（基本年俸の差額の支給）

第2条 新役員給与規程第4条第1項から第2項の規定にかかわらず、令和6年2月1日以降に在職する常勤役員であって、この規程による改正前の役員給与規程（以下、「旧役員給与規程」という。）の規定に基づき令和5年4月から令和6年1月までの間に次の各号に掲げる基本年俸を支給された常勤役員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、令和6年2月の給与に加算して支給する。

一 月例支給額 新役員給与規程第4条第1項の規定により算定される令和5年4月から令和6年1月までの間に支給されるべき月例支給額から、令和5年4月から令和6年1月までの間に支給された月例支給額の額を減じた額

二 職責手当 新役員給与規程第4条第2項の規定により算定される令和5年4月から令和6年1月までの間に支給されるべき職責手当から、令和5年4月から令和6年1月までの間に支給された職責手当の額を減じた額

三 季例支給額 新役員給与規程第7条第1項の規定により算定される令和5年6月及び令

和5年12月の支給されるべき季例支給額から、旧役員給与規程第7条第1項の規定により支給された季例支給額の額を減じた額

(支給額の調整)

第3条 理事長の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項に定める決定年俸に153,000円を加算した額とする。

2 前項に規定する年俸は、当分の間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に153,000円の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

3 常勤役員（理事長を除く。）の年俸の額は、新役員給与規程第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項に定める決定年俸に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号の額を加算した額とする。

一 副理事長 435,000円

二 理事 438,000円

三 監事 318,000円

4 前項に規定する年俸は、当分の間、第7条第1項の表に掲げる季例支給額に前項各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の100分の50に相当する額をそれぞれ加算して支給する。

(業績反映額の調整)

第4条 常勤役員の業績反映額は、新役員給与規程第4条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 理事長 月例支給額に0.93を乗じて得た額に3.00を乗じ、第4条第3項の表に定める当該年度の評価結果に即した割合を乗じて決定する額

二 理事長以外の常勤役員 経済産業大臣の項目別の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前号の規定を準用して理事長が決定する額